

第5章 第3期障がい児福祉計画

I. 計画の基本方針

障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がいのある・なしにかかわらず、すべての子どもは地域の宝であり、将来の和泉市をつくる大切な存在です。子どもの育ちをとりまく環境がどのように変化しても、一人ひとりが個性ある存在と認められ、家族や社会の支えの中で、かけがえのない個人としての自己を確立していく「主体」として尊重されなければなりません。

全ての子どもは、その年齢や発達の程度に応じて、その意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されることとともに、子どもが自分自身や他者をも大切にする心を育むことが求められています。

障がいのある子どもの発達の程度、障がいの状況は様々であり、保護者が子どもの障がいを含めたありのままを受け入れていく道程は平坦ではなく、その成長の過程で直面する課題についてはライフステージに沿った切れ目のない支援体制の構築が必要です。

そのためには、保健、医療、福祉、教育等の様々な関係機関や、障がい児通所支援等の事業所が協働することで互いに質を高め合い、障がい施策及び子ども施策全体の連続性の中で、地域で相互に関わり合いながら子どもが自分らしく健やかに成長することを支えていくことが求められています。

子ども達が生活の中で様々な機会を通じて、共に遊び、学び合い、共に過ごすことでの成長していくこと、共に育つ（共育）ことを目指すインクルージョン（地域社会への参加・包容）を推進していきます。

2. 障がい児福祉施策の方向性

(Ⅰ) 地域支援体制の構築

子どもの健やかな成長を支えるには、保護者による子育てだけでなく、子どもと子育てを担う家庭をとりまく地域からの支援が必要となります。身近な地域の人々をはじめ社会を構成するさまざまな団体や企業等がみんなで協力し、保護者に寄り添い、一緒になって子育てや子どもの育ちを応援できる環境が必要です。

障がい児については、児童発達支援センターをはじめとする地域の事業所等と連携を図りながら、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない支援体制を整えることが求められています。

障がい児支援については、児童発達支援センターを中心として、地域に点在する障がい児通所支援事業所等による重層的な支援体制の整備が必要です。今般の児童福祉法の改正により、児童発達支援センターは、地域における障がい児支援の中核的な役割・機能を担うこととされ、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、地域の障がい児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域のインクルージョン推進の中核としての機能、地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能を發揮することが求められています。

現在、児童発達支援ネットワーク会議において、児童発達支援センターを中心に、主に未就学の障がい児を対象とした発達の保障及び適切な発達支援の提供に向けた協議を実施しています。

本市では児童発達支援ネットワーク会議を障がい児支援の仕組みづくりに向けた協議の場として位置付けている中で、児童発達支援センターが果たすべき機能や一般の障がい児通所支援事業所との役割分担を明確にするとともに、就学以降も対象とした切れ目のない支援体制の構築に向けた検討をすすめます。

多様な障がいのある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子どもに対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障がい児支援の質の底上げを図るために、障がいの特性を踏まえて、特定の分野に強みを持つ事業所や専門性を有する関係機関と連携した支援を進めるとともに、重層的な支援体制の整備を目指します。

また、地域における支援体制の整備にあたり、保健センター、学校教育、障がい福祉、保育、専門医療機関等が参画する子ども部会を令和5年度に障がい者自立支援協議会の下に設置し、障がい児のライフステージに応じた効果的な支援を協議しています。

引き続き、障がい児とその家庭の多様化するニーズに対応できるよう、関係機関が連携して協議することで、障がい児入所施設に入所している児童の18歳以降の支援も含め、障がい児のライフステージに沿った切れ目のない効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築します。

(2) 保育、保健医療、教育の関係機関と連携した支援

障がい児の健やかな成長・発達支援のためには、子育て支援室をはじめ、保健所や保健（福祉）センター、学校教育、保育所や認定こども園等、放課後児童健全育成事業（仲よしクラブ）等の子育て支援施策の緊密な連携を図ることが重要となります。

子どもの成長にあたっては、就園・就学や進学、卒業などライフステージでの節目があり、今回のアンケート結果では、進学・進級については何らかの不安をもっている人の割合が多く、その内容は「新しい環境への対応」「進学を決めるための情報」「療育・教育内容の引き継ぎ」が大部分を占めています。

現在、就学を控えた5歳児については、障がいのある児童がスムーズに就学できるよう、外部講師（臨床発達心理士）によるコンサルテーションを実施し、保護者、就学予定先教諭、現担任と支援内容を共有することで切れ目のない支援を提供できるよう進めています。

就学後については、市内各学校において、教職員の専門性と資質向上を図り、一人ひとりの状況に応じた適切な指導や支援を行うことができるよう、市主催の支援教育研修や教育委員会指導主事による各学校への巡回訪問、支援学校の地域支援リーディングスタッフと連携・協力した支援教育リーディングチームの活用を行っています。とりわけ、発達障がいのある児童生徒やその保護者、支援担当の教職員のカウンセリングニーズが年々高まっており、臨床心理士による行動改善のための支援を行うとともに、理学療法士等の専門家が直接学校に訪問して指導することで、校内の支援体制の整備につながっています。

ライフステージが移行しても支援を円滑に引き継いでいくことができるよう、和泉市児童発達支援ネットワーク会議をはじめとした協議の場を積極的に活用し、連携の強化に努めていきます。

また、家族が子どもの障がいを受けとめ、安心して子育てができるよう、乳幼児期において、発達に心配のある子どもに対し必要な支援をいち早く行うことが重要です。障がい児については、就学前までの適切な発達支援が子どもの将来の成長に大きな影響を与えることとなるため、障がい児通所支援の体制整備にあたっては、保育所や認定こども園等、放課後児童健全育成事業（仲よしクラブ）等の子育て支援施策や学校等の教育機関、保健・医療機関との緊密な連携のもと進めています。

難聴児の支援についても、早期治療・療育が重要となるため、保健（福祉）センターでは、新生児聴覚検査を産科医療機関等で実施し、速やかに療育につなげる体制を整備しましたので、引き続き早期療育支援体制の推進に取り組んでいきます。

(3) 地域社会への参加・包容の推進

地域社会の中に障がい児に対応できる環境を整え、すべての子どもたちの健やかな成長・発達を支える生活に寄与するとともに、保護者が地域の中で子育てしやすくすることが社会全体が目指すインクルージョンなあり方です。

障がい児については、地域の保育、教育等を受け成長していくことが大切であることから、他の子どもも含めた集団の中での「育ち」を意識し、一人ひとりの個性に応じて自分らしく生きる社会の実現を目指します。また、障がいのない子どもも障がいのある子どもとの関わりを通じて障がいを理解し、他人を思いやる心を育み、差別をしたり偏見を持つことなく、お互いの人格と個性を尊重し合う意識を育てていきます。

市内各学校においては、施設のバリアフリー化に加え、すべての子どもたちに心のバリアフリーに関する教育を行い、障がいのある・なしに関わらず共に生きる共生社会の実現に努めています。さらに、障がい種別による支援学級や通級指導教室の設置を進めるとともに、障がいや子どもの状況に応じて、個別の教育支援計画、指導計画を活用して支援・指導を行っています。また、医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、学校看護師を配置し、安心で安全な学校生活を送ることができる体制を整えています。

医療的ケアが必要な就学前児童については、身近な地域で継続的な支援を受け、障がいのある子どももいない子どもも共に育ち、さまざまな体験や学習を通じて豊かな人間性が育まれるよう、現施設で対応可能な医療的ケアを必要とする児童に対して市内公立保育園に看護師を配置し、安心して保育を受けられる体制整備を進めています。また、医療的ケア児に対応する民間保育施設を令和8年度開設に向けて誘致し、あわせて医療的ケア児を支援する障がい児通所支援事業所の確保を目指しています。

児童発達支援センターについては、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、障がい児通所支援事業所等と保育所・認定こども園・放課後児童クラブ・幼稚園・小学校・特別支援学校等との支援協力体制の構築を推進していくことが必要です。また、障がい児通所支援事業所には、障がい児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、インクルージョン推進の観点を常に念頭におきながら、子どもや家族の支援にあたっていくことが求められています。

今回の障がい児通所支援事業所へのアンケート結果によると、事業所のなかには地域の活動・イベントへの参加や住民と触れ合う機会をつくることをとおして、地域住民のなかで認知・理解を深める取組みをするなど、積極的に地域社会に溶け込もうとしている状況が見受けられました。

子ども達がライフステージをとおした様々な機会を通じて共に過ごし、共に成長することが大切であり、こども支援・子育て支援施策全体の中での連続性を意識し、インクルージョンを推進していきます。

(4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

障がいのある子どものなかには、重症心身障がい児や医療的ケアが必要な子ども、また、被虐待児のように、保健・医療・福祉・教育との連携支援が欠かせない子どもがいます。これらの子どもがライフステージに応じ、必要な支援・保育を適切に受けられるようにするためには、病院・診療所や保健所、保育所等、学校や多くの関係機関の連携のもと、総合的な支援体制を築く必要があります。

本市では、これまでも関係機関が解決すべき課題について協議を重ねてきましたが、令和5年度からは、障がい者自立支援協議会の下に子ども部会として協議の場を設置し、各分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築に取り組んでいます。

本市では、医療的ケアが必要な子どもと家族の状況を踏まえ、個々の発達段階に応じた支援の実施とともに、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケアが必要な子どもとその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行う医療的ケア児コーディネーターを配置しています。医療的ケア児コーディネーターを中心に、医療的ケア児の育ちを保障するため、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた社会資源の開発・改善に取り組みます。

また、半数以上が兄弟姉妹と同居している状況から、家族の心身の負担を軽減し、兄弟姉妹の育ちを意識した支援を実施できるよう、短期入所等の役割・あり方を検討する必要があります。

一方、医療的ケアが必要な子どもにとって、成長に合わせて継続した医療を受けることは安定した日常生活の確保のために欠かせないものです。本市内には、小児の高度医療を提供する大阪府立母子医療センターが位置し、多くの医療的ケアが必要な子どもが入院・通院していることから、大阪府立母子医療センターと和泉市立総合医療センターとの医療連携協定に基づき、小児医療から成人医療への移行についての体制整備を目指します。

特に、重症心身障がい児や医療的ケアを必要とする子どもの総合的な支援についても、家族のニーズを把握するとともに、同会議の場において協議を行い、コーディネーターが中心となり医療的ケア児とその家庭に対し関係機関と連携し支援していきます。

(5) 障がい児相談支援の提供体制の確保

発達に支援が必要な子どもの健全な成長のためには、専門的な療育を早期に受けることに加え、保護者が子どもとの関わり方を理解して、家庭等において子どもの特性に応じた接し方をすることが重要です。

また、アンケート結果より、『希望する過ごし方を実現するために必要だと思うこと』として、「必要に応じて相談できる窓口の充実」が上位にあります。

のことからも、障がいの疑いがある段階から、障がい児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、早期に支援のネットワークにつなぎ、ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供と、支援を行うにあたって関係機関をつなぐ中心となる障がい児相談支援は重要な役割を担っています。

特に、障がいの気づきの段階や、ひと月当たりの利用必要日数が多い場合、複数の事業所を併用する場合、医療的なケアニーズが高く他機関連携で支援にあたる必要がある場合等には、子どもの状況等に応じた支援を適切に提供するため、支援全体のコーディネートが行われる必要があります。

本市では、障がい児相談支援事業所に対する連絡会や研修会を開催し、障がい児の発達支援や家族の支援を一体的に提供できるよう、相談支援体制の充実・強化を図ります。また、子育て支援室では総合的な相談支援を行い、乳幼児期から一貫した発達支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育機関の連携を充実していきます。

3. 計画の重点目標及び成果目標

本計画では、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方などを踏まえ、令和8年度を目標年度とする重点目標および成果目標を設定します。

(重点目標) 障がい児支援の提供体制の整備

障がい児支援については、子どもの障がいの特性や家庭環境を踏まえて、児童発達支援センターを中心として、特定の分野に強みを持つ事業所や専門性を有する関係機関と連携した支援を進めるとともに、地域に点在する障がい児通所支援事業所等による重層的な支援体制の整備を目指します。

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めます。

医療的ケアを必要とする子どもの総合的な支援についても、関連分野の包括的な協議の場において課題を整理し、支援方策の検討をおこないます。

① 児童発達支援センター

【国の基本指針】

令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村、または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

【府の基本指針】

令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村、または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

【和泉市における成果目標の考え方】

児童発達支援センターについては、すでに1か所整備済みであることから、引き続き、地域における中核的な支援施設として位置づけ、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、地域の障がい児通所支援事業所等に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域のインクルージョン推進の中核としての機能、地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能の充実を図ります。

【成果目標】

	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
児童発達支援センター	1か所	1か所

② 保育所等訪問支援

【国の基本指針】

児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

【府の基本指針】

児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めること。

【和泉市における成果目標の考え方】

保育所等訪問支援は、児童発達支援センターを含む5施設が実施しており、引き続き、児童発達支援センターをはじめとする専門職による保育所等訪問支援事業を充実し、子どもや保護者が地域社会の中で安心して生活できるようなインクルージョンに向けた環境整備を進めることを目指して、児童発達支援ネットワーク会議でインクルージョン推進の課題整理に取り組みます。

【成果目標】

	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
保育所等訪問支援 実施施設数	5か所	7か所

③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保

【国の基本指針】

令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村、または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

【府の基本指針】

令和8年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

【和泉市における成果目標の考え方】

重い障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもが身近な地域で必要な支援を受け、地域社会の一員として安心して暮らせるよう、重症心身障がい児を支援する児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所を確保します。

令和4年度末時点では、児童発達支援事業所が4か所、放課後等デイサービス事業所が5か所確保されている状況にあり、今後は安定した体制を確保することを目標とします。

【成果目標】

	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所	4か所	5か所
重症心身障がい児を支援する 放課後等デイサービス事業所	5か所	6か所
《参考》 重症心身障がい児	0歳～5歳 6歳～17歳 在宅児 計 施設入所児 計 合 計	6人 39人 45人 2人 47人
		令和4年7月1日 時点

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【国の基本指針】

令和8年度末までに、医療的ケア児等支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場に関する関係機関の協議の場を、各都道府県、各圏域、各市町村で設置する。

【府の基本指針】

令和8年度末までに、医療的ケアを要する重症心身障がい児に関する関係機関の協議の場を、府、各圏域、各市町村で設置することを基本とする。また、設置済みの市町村においては、心身状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を受けることができるよう協議の場を活性化すること。

【和泉市における成果目標の考え方】

医療的ケアが必要な子どもが地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう支援体制の整備が必要です。関係機関による協議を重ねた中で、令和5年度からは自立支援協議会子ども部会に協議の場を設置し、医療的ケア児の現状・課題を共有し、支援方策の協議を行っています。

【成果目標】

	現状値 令和4年度末	目標値 令和8年度末
医療的ケア児支援のための協議の場	設置	設置

4. 計画の活動指標

(障がい児支援等の見込量及び見込量の確保方策)

障がい児支援の見込量及び確保方策については、国的基本指針及びこれまでの各サービスの利用実績、アンケート調査による潜在的な利用ニーズ、平均的な一人あたりのサービス利用量、市内の事業所数及び定員の増減などを勘案し、算出しています。

サービス名		サービスの概要
①	児童発達支援	障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
②	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。 児童福祉法の改正により、令和6年度からは、児童発達支援の類型（福祉型・医療型）が一元化されます。
③	放課後等デイサービス	学齢期の障がいのある児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
④	保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所等のスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援・アドバイスを行います。
⑤	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある児童であって、障がい児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な障がいのある児童に発達支援が提供できるように、居宅を訪問して発達支援サービスを行います。
⑥	障がい児相談支援	障がいのある児童がライフステージに応じた支援ができるようサービスの調整を行い、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成し、通所支援利用開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
⑦	医療的ケア児コーディネーター	医療的ケア児とその家族の状況を踏まえた支援、医療的ケア児が日常生活上必要とする医療的ケアの状況を踏まえた上で、個々の発達段階に応じた発達支援を行うとともに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多職種が協働できるよう支援の調整を図り、医療的ケア児とその家族が抱える課題解決に向けた個別支援を行う。

①障がい児通所支援等

【障がい児通所支援等 計画値と実績（月あたり）】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
児童発達支援	利用日数	1,700人日分	1,560人日分	1,768人日分	1,524人日分	1,836人日分
	利用者数	200人	168人	208人	151人	216人
医療型 児童発達支援	利用日数	23人日分	0人日分	23人日分	0人日分	23人日分
	利用者数	1人	0人	1人	0人	1人
放課後等 デイサービス	利用日数	6,717人日分	6,676人日分	7,558人日分	7,251人日分	7,876人日分
	利用者数	593人	524人	646人	562人	699人
保育所等 訪問支援	利用日数	51人日分	26人日分	61人日分	35人日分	71人日分
	利用者数	38人	20人	50人	31人	66人
居宅訪問型 児童発達支援	利用日数	9人日分	0人日分	9人日分	0人日分	9人日分
	利用者数	1人	0人	1人	0人	1人
障がい児相談 支援	利用者数	86人	85人	94人	83人	103人

【障がい児通所支援等 見込量（月あたり）】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用日数	1,652人日分	1,720人日分	1,791人日分
	利用者数	157人	160人	163人
放課後等 デイサービス	利用日数	8,511人日分	9,221人日分	9,990人日分
	利用者数	673人	737人	807人
保育所等 訪問支援	利用回数	52回	63回	77回
	利用者数	52人	63人	77人
居宅訪問型 児童発達支援	利用回数	9回	9回	9回
	利用者数	1人	1人	1人
障がい児相談支援	利用者数	91人	95人	99人

【障がい児通所支援等 計画値と実績】

児童発達支援は、利用日数・利用者数とともに、計画値を下回っています。

医療型児童発達支援は、利用がありませんでした。

放課後等デイサービスは、利用日数・利用者数とともに、計画値を下回っています。

保育所等訪問支援は、計画値を下回っています。

居宅訪問型児童発達支援は、利用がませんでした。

障がい児相談支援は、計画値を下回っています。

【障がい児通所支援等 見込量確保の方策】

児童発達支援の事業所は、見込量は確保されるものと想定しています。

未就学の重症心身障がい児が通所できる事業所は市内に4か所ありますが、居宅訪問型の児童発達支援の事業所は、市内なく、受け入れについては広域での調整・連携が必要な状況です。

放課後等デイサービスの事業所は、拡充の計画のある事業所もあり、見込量は確保されるものと想定しています。また、学齢期における子どもの健全な育成を図るため、必要とされる適切な支援を確保するとともに、事業所においてはガイドラインに基づいた質の担保に努めることが必要とされています。

保育所等訪問支援と障がい児相談支援は、現在提供事業所数や利用量が少ない状況であるため、事業所と連携し、見込み量の確保に努めます。

障がい児相談支援については、セルフプラン率の状況や高低の要因を踏まえながら、計画相談支援を必要とする利用者が適切に利用につながるよう、情報提供などに努めるとともに、障がい児がライフステージに応じた専門的療育を受け、適切なサービスを利用しながら自分らしく生活するため、相談支援の質の向上をめざし、障がい児相談支援事業所に対する連絡会や研修会を開催します。

【障がい児通所支援等 対応する成果目標】

成果目標① 児童発達支援センターの設置（障がい児支援の中核的な支援施設）

成果目標② 保育所等訪問支援（実施施設数）

成果目標③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

②医療的ケア児支援

【医療的ケア児支援 計画値と実績】

		令和3年度		令和4年度		令和5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
医療的ケア児コーディネーター	配置人数	1人	2人	1人	2人	1人

【医療的ケア支援 見込量】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児コーディネーター	配置人数	福祉関係1人 医療関係1人	福祉関係1人 医療関係1人	福祉関係1人 医療関係1人

【医療的ケア児支援 計画値と実績】

医療的ケア児コーディネーターは計画では1人配置でしたが、2人に拡充しました。

【医療的ケア児支援 見込量確保の方策】

医療的ケア児コーディネーターについては2人配置することとし、福祉関係、医療関係各1人を安定的に配置します。

【医療的ケア児支援 対応する成果目標】

成果目標④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

③発達障がい児等支援**【発達障がい児等支援 計画値と実績】**

		令和3年度		4年度		5年度
		計画値	実績	計画値	実績	計画値
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	受講者数	5人	0人	5人	0人	5人
ペアレントメンター	登録人数	1人	0人	1人	0人	1人
ピアサポート活動	参加人数	0人	0人	0人	0人	0人

【発達障がい児等支援 見込量】

		令和6年度	7年度	8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等	受講者数	10人	10人	10人
	実施者数	2人	2人	2人
ペアレントメンター	登録人数	0人	0人	0人
ピアサポート活動	参加人数	0人	0人	0人

【発達障がい児等支援 計画値と実績】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、複数回数実施するペアレントプログラムの開催ができなかったため、令和4年11月に外部のペアレントメンターによる保護者研修を行いました。

【発達障がい児等支援 見込量確保の方策】

子育ての不安を軽減できるよう、ペアレントメンターによる保護者研修を行います。

【発達障がい児等 対応する成果目標】

成果目標① 児童発達支援センターの設置（障がい児支援の中核的な支援施設）

第6章 計画の推進体制

I. 計画の推進体制

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定にあたっては、障がい者施策推進協議会において協議を行います。障がい者施策推進協議会の委員については、障がい当事者も含めた関係機関・関係団体等により構成されており、様々な立場から意見を聴取し、計画策定を行います。また、障がい者施策推進協議会は計画策定だけでなく、PDCAサイクルによる計画の進行管理を行い、計画において定めた成果目標や活動指標が計画どおりに進んでいるかなど分析・評価を行います。

成果目標の達成に向けては、障がい者地域自立支援協議会や専門部会にて協議や取組みを行い、障がい者の自立支援に向けた体制構築を目指します。

また、計画の推進にあたっては、障がい福祉サービスや相談支援体制の充実だけでなく、就労・雇用、教育等関連分野との連携が特に重要です。障がいのある人が地域での自立した生活を確保できるように、また、計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内の関係各課の連携を一層強化するとともに、保健、福祉、医療、就労、教育等関係機関との相互協力のもと、推進していきます。

2. 計画の進行管理

(1) PDCAサイクルの必要性

計画は、障がい者の生活に必要な障がい福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組みを進めていくことが必要です。

そのため、策定した計画について、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価を行うものです。

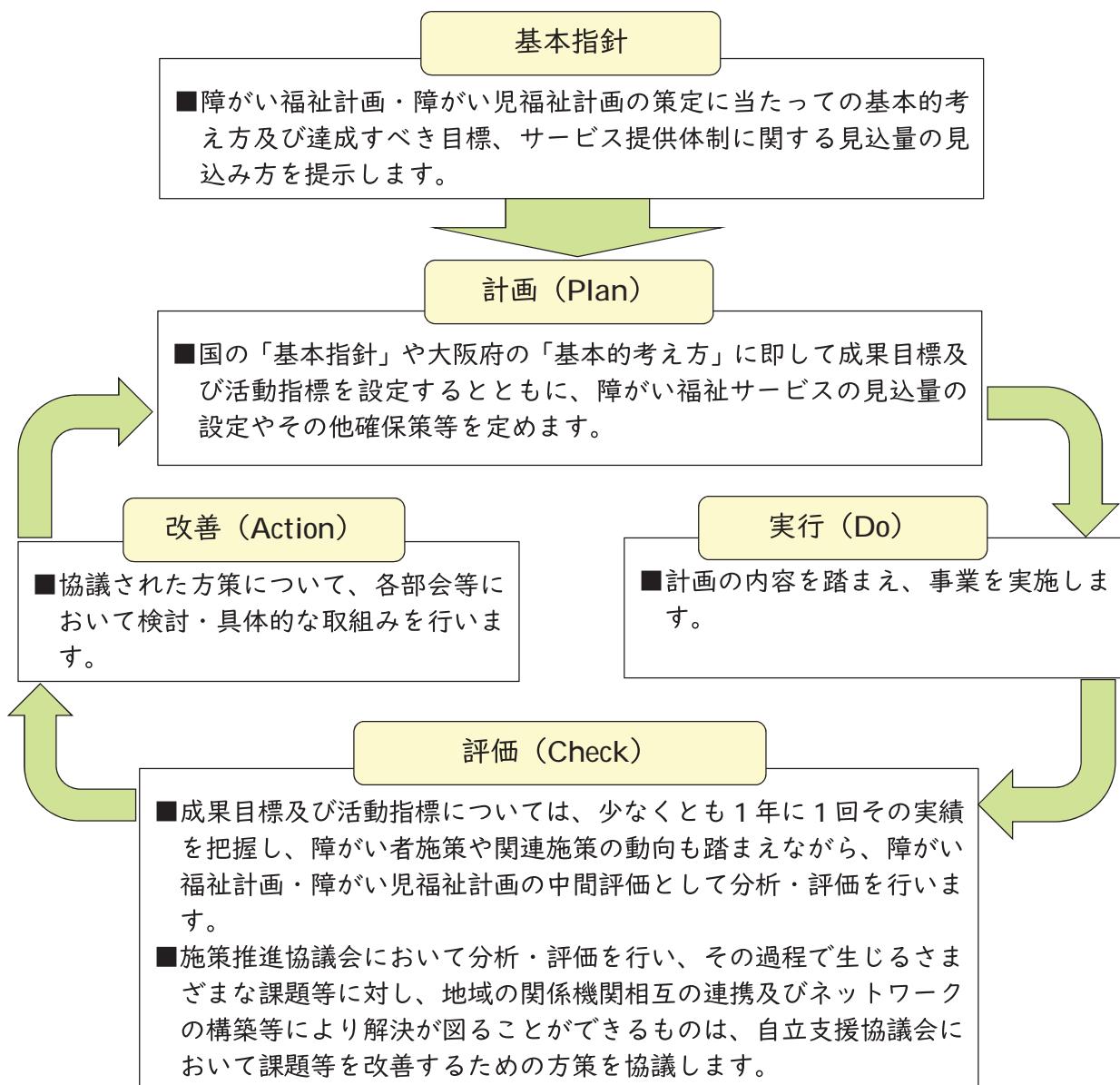
(2) 計画の周知

策定した計画については、障がい福祉サービス事業者や障がい者団体のみならず、障がい福祉施策について理解を深められるように広報やホームページ等を活用し、広く市民に周知を行います。

(3) P D C Aサイクルの実行

計画の推進にあたっては、計画の進捗状況の確認を、いわゆるP D C Aサイクルの考え方に基づいて行います。進捗状況の評価を行ううえで、成果目標や活動指標を数値的に評価するだけではなく、達成状況を評価し、その要因を分析し、改善に向けた取組みを行います。

なお、より具体的な方策については、必要に応じて障がい者自立支援協議会等を活用し、検討を行い、具体的な改善に向けた取組みを専門部会等において行います。



3. 障がい者施策推進協議会等の体制

